

入札で売却します

市の公用車(バス)を入札により次のとおり売却します。

入札参加希望者は管財課へ申し込んでください。入札申し込み期間中には、対象の自動車を公開します。

入札期日 7月27日(金)

会場 市役所6階中会議室

売却自動車 下表のとおり

物件の公開 7月20日(金)まで

(土・日曜日、祝日は除く。事前に申し込みが必要です)

入札参加資格 平成19年6月29日

現在、県内の市町村に住民登録をしている人または県内に本社か営業所を置き、事業活動を行う法人(このほかにも要件がありますので、くわしくは入札説明書をご覧ください)

入札説明書と申込用紙の配布 管財課(市役所4階)、下総・大栄支所総務課で配布するほか、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sinsei/index.html>)からダウンロードもできます

申し込み方法 7月20日(金)

city.narita.chiba.jp/sinsei/index.html からダウンロード

売却自動車

車種	初年度登録年月	走行距離数(km)	車検	最低売却価格	保管場所
いすゞガーラ	平成10年12月	114,552	平成20年1月	2,441,000円	市役所
三菱エアロミディ	平成 2年 7月	76,054	—	703,000円	市役所
日野セレガ	平成 4年 4月	357,459	平成20年4月	627,000円	下総支所
三菱エアロクイーン	平成 8年 3月	164,039	平成20年3月	543,000円	大栄支所
いすゞジャーニー	平成 9年 3月	329,714	—	525,000円	下総支所

節水

限りある水を もっと大切に

(土・日曜日、祝日を除く)までに申込用紙に必要事項を書いて、必要書類を添付して直接管財課へ
※くわしくは管財課(☎20-1515)へ。

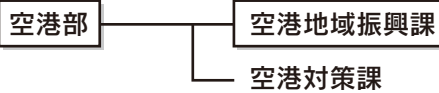
- 夏を迎え、水の使用料が増える季節になりました。しかし、水は限りある貴重な資源です。上手に使い節水を心掛けましょう。
 - 一人ひとりのちよつとした工夫が節水につながります。
 - 洗濯や庭のまき水は、風呂の残り湯で
 - 歯みがきはコップを使って
 - 洗顔は水をためて
 - 洗車はバケツ洗いで
 - 食器洗いは水をためて
- ※くわしくは市水道部業務課(☎22-0269)へ。



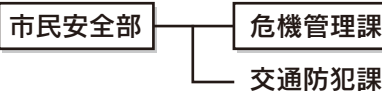
7月1日から市の機構が変わりました

市では、7月1日から市の機構を一部改めました。今回の改正は市政の重要課題などに、よりの確に対応するためのものです。

新設 名称・仕事の内容変更



- ①【空港部】=部の名称を空港対策部から空港部に改めました。
- ②【空港地域振興課】=課の名称を地域振興課から空港地域振興課に改めました。



- ①【市民安全部】=部の名称を生活安全部から市民安全部に改めました。
- ②【危機管理課】=課の名称を防災対策課から危機管理課に改めました。



- ①【観光プロモーション課】(新設)=観光行政を積極的に展開し、観光立市を推進するため、商工観光課を分離し、観光プロモーション課を新設しました。
- ②【商工課】=観光に関する業務を観光プロモーション課に移管し、名称を商工観光課から商工課に改めました。

※くわしくは人事課(☎20-1505)へ。

必ず使い切ってから 指定ゴミ袋へ

スプレー缶、カセットボンベ、シンナーなどの容器は中身を空にしてごみに出さないと、収集のときやリサイクルプラザ、伊地山クリーンセンターで処理するとき、爆発事故や火災などの発生原因となります。

このようなことが発生すると、そこで働く人の安全が損なわれるとともに、機械が破損した場合に、その修繕に多額の費用と日数を要し、その間のごみ処理にも大きな影響を及ぼします。

スプレー缶やカセットボンベはガスなどを使い切って穴をあけ、

シンナーなどの容器は中身を空にして栓を開けたままか上ぶたを取って「金物・陶磁器類」黄色の指定袋に、下総・大栄地区は「ビン・カン」黄色の指定袋に入れ、それぞれ収集日の午前8時30分までに集積所に出してください。

ガスボンベ（カセットコンロ用を除く）や消火器は、市では処理できませんので購入した販売店や専門の業者に処理を依頼してください。

皆さんのご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課 ☎20-1530へ。

農地の転用には 許可や届け出が必要です

7月1日から9月30日は、農地違反転用防止対策強化特別月間です。次の場合は農地法に基づく転用の許可や届け出が必要になりますのでご注意ください。

○農地を宅地、駐車場、資材置場などに転用する場合

○農地を建設残土で盛り土・埋め立てをする場合

違反者には県と農業委員会が工事の中止、農地への復元などの勧告を行います。また、これに従わない場合は3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられることがあります。

※くわしくは農業委員会 ☎20-1573へ。

トイレの水洗化は 3年以内

公共下水道の利用ができるようになると、皆さんの家庭で以前から使用している浄化槽トイレやくみ取り便所を、公共下水道に直接流すことができる水洗トイレに3年以内に改造することが下水道法で義務付けられています。

処理区域内の土地所有者、使用者または占有者はなるべく早く台所や風呂、洗濯などの汚水、雑排水を公共下水道に直接流すための排水設備を設置しなければなりません。

公示後1年以内の工事であれば、30,000円（公示後1年を超え3年以内の工事であれば、25,000円）の改造資金補助金を助成、または融資のあっせん和利子補給（限度額30万円）をしています。

※くわしくは下水道課 ☎20-1556へ。

給水管の洗浄や浄水器の販売

悪質なセールスに ご注意ください

最近、市役所から依頼されたな

7月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
7月2日(月)	並木町(野沢台・成瀬台)地区	午後11時 ～ 翌午前5時
7月3日(火)	並木町(大久保台)地区	
7月4日(水)	飯田町地区	

※くわしくは市水道部工務課 ☎22-0269へ。

市長日誌

(6月1日～15日)

- 1日 上町街づくり協議会総会懇親会
- 2日 豊住地区ふれあいフェスティバル
- 3日 公津地区運動会
成田あじさいベタンク大会
- 4日 千葉県河川協会総会
千葉県道路協会総会
全国治水砂防協会千葉県支部総会
- 5日 地域振興連絡協議会総会
- 6日 議会運営委員会
定例記者会見
- 7日 歯の衛生週間審査会・表彰式
成田交通安全協会総会
成田市観光協会総会
- 8日 市議会本会議
- 9日 吾妻地区社会福祉協議会総会
いずみ聖地公園管理組合総会
- 10日 市消防操法大会
北総地区少年野球大会開会式
成田ニュータウン防犯パトロール隊総会
- 11日 市議会本会議（～14日）
- 13日 成田市老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会
- 15日 市議会経済環境常任委員会
社会を明るくする運動成田市実施委員会



市消防操法大会であいさつする小泉市長

どと偽って電話や訪問をし、給水管の洗浄作業や浄水器の販売を行う悪質な業者がみられます。市では依頼がない限り訪問することはありません。浄水器の販売なども行っていませんのでご注意ください。

※くわしくは市水道部業務課 ☎22-0269へ。

いづみ聖地公園

墓地内の清掃は各自で



お隣に迷惑を掛けていませんか

霊園内施設の維持管理は、墓地の使用を許可された人の管理料で賄われています。しかし、この管理料は公共部分(広場、道路、駐車場、緑地など)を管理するためのもので、墓地内の清掃については各自で行うことになっていきます。清掃せずに草だらけにしていると、隣接する墓地使用者に大変迷惑を掛けることになります。思うようにお墓の管理の時間が取れないという人に、管理組合が墓地の清掃を代行する制度もありますので組合事務所(☎36・2292)まで申し込んでください。

- 〈許可の取り消しも〉**
次に該当するような場合、墓地使用許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。
○使用者が死亡し、承継者がいないとき
○使用者が住所不明となって7年を経過したとき
○普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても囲障(外柵)を設置しないとき
○3年間管理料を納めないとき
- 〈変更手続きを忘れずに〉**
墓地使用許可書の記載内容(住所・本籍・保証人など)に変更があった場合は、30日以内に手続きをしてください。特に住所変更があった場合、納付書などの重要書類が届かないことになり、手続きを忘れずにお願います。
- 〈式場の利用について〉**
霊園内の管理事務所には式場と和室があり、それぞれ有料(料金は下表のとおり)で貸し出しをしています。

式場・和室の使用料

種類	使用料	冷暖房費
式場	4時間まで 2,415円、それ以降は1時間525円	1時間 262円50銭
和室	4時間まで 1,050円、それ以降は1時間525円	1時間 52円50銭

ています。納骨式・回忌などの法要にご利用ください。

※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)または、いづみ聖地公園(☎36-2292)へ。

空き地の管理

所有者はしっかりと管理を

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所とされたり、害虫類の発生原因となったり、また通行の障害や火災の原因となったりするなど、周囲に大変な迷惑を掛け、生活環境を悪化させることとなります。空き地の所有者は、周囲の迷惑

合併処理浄化槽

設置費と維持管理費に補助金が

■設置費補助金
市では、合併処理浄化槽を設置する人に設置費用の一部を補助しています(下表)。

■維持管理費補助金
浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適正な

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するときは18万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を、くみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換するときは10万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を交付します。また、印旛沼流域に限り、窒素またはリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助しています(下表)。

にならないよう、早めに草を刈るなどしっかりと土地管理に努めてください。
市では草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担)で貸し出ししていますのでご利用ください。
※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

浄化槽設置費補助限度額

人槽	合併処理浄化槽 限度額	高度処理型合併処理浄化槽	
		窒素除去 限度額	窒素・リン除去 限度額
5人槽	342,000円	444,000円	528,000円
6・7人槽	414,000円	486,000円	693,000円
8~10人槽	537,000円	576,000円	963,000円
11~20人槽	939,000円	1,092,000円	1,092,000円
21~30人槽	1,566,000円	1,860,000円	1,860,000円
31~50人槽	2,058,000円	2,496,000円	2,496,000円

維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。市では、この維持管理費についても補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理保守点検・清掃に掛かった額の2分の1相当額(限度額あり)です。
※騒音地域については、設置費補助金、維持管理費補助金ともに限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。